

平成27年度の固定資産税・都市計画税について

平成27年度は、3年に一度の評価替えの年にあたります。土地は、地価公示価格などを参考に、評価額を算定しています。家屋は、(建物)物価の変動や年数の経過を考慮し、評価額を算定しています。

固定資産課税台帳を縦覧できます

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を作成しました。納税者のみなさんが自分の土地や家屋の価格が他の土地や家屋と比較して、どのような水準にあるかを確認するため、縦覧ができます。

縦覧期間

4月1日(水)～30日(木)の開庁時間
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所

税務課(市役所2階)

縦覧対象者

土地または家屋に対する固定資産税の納税者

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格
◇家屋価格等縦覧帳簿
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

課税台帳の閲覧・証明制度

納税義務者の方は、固定資産課税台帳記載事項の閲覧または記載事項の証明を申請できます。

持ち物

本人確認ができる書類(運転免許証など)

※代理の方が申請される場合は、代理の方の本人確認書類とあわせて、納税義務者(所有者)からの委任状が必要です。なお、代理の方が納税義務者と同居の親族である場合は、委任状は不要です。

手数料(一件あたり)

100円

◇記載事項の証明

200円

※固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書は、課税資産明細書とあわせて4月上旬に郵送します。

家屋の課税について

新しく家屋を建築した際は、課税のための家屋調査をお願いしています。課税される家屋とは、次の3つの要件を満たしているものをいいます。

- ①屋根、3方向以上の壁があるもの
- ②土地と定着しているもの
- ③その建物の目的とする使い方で使用できる状態のもの

そのため、倉庫、物置、車庫などの簡易な建物であっても3つの要件

を満たすものであれば課税の対象となります。

なお、家屋を取り壊したり、新築・増改築などされたときは、家屋償却担当までご連絡ください。

償却資産の課税について

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)については、提出いただいた償却資産申告書を基に課税されます。償却資産をお持ちで未申告の方は、申告をお願いします。

都市計画税について

1月1日時点で市街化区域内にある土地及び家屋を所有している方に課税され、固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。道路、公園、上下水道といった都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用として活用されています。

■問い合わせ(税務課)

◇家屋償却担当 ☎0621
◇土地担当 ☎0622

介護報酬改定に伴う負担限度額の改定と認定証の取り扱いについて

介護保険施設等の多床室の負担限度額が改定されます

平成27年度介護報酬改定により、介護保険施設等の光熱水費相当分の額の見直しを踏まえ、4月から多床室の基準費用額(居住費等・日額)が320円から370円に改定されます。これに合わせて、利用者負担第2段階及び第3段階の方の多床室の負担限度額についても、320円から370円に改定されます。

負担限度額は読み替えて使用していただきます

平成27年3月31日以前に交付した介護保険負担限度額認定証は、多床室の負担限度額が320円と記載されていますが、金額変更のための再交付は行いません。4月以降は370円に読み替える取り扱いとさせていただきますので、ご注意ください。

■問い合わせ

高齢介護課
☎0649

